



発行 東京都

目次

告示

- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づき区域の指定……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 都道の供用開始……………(同)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………四
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………四

告示

●東京都告示第七百四十七号
 東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定した

ので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

区市 指定する区域

新宿区 市谷山伏町、南榎町、榎町、弁天町及び西新宿五丁目各地内

附則

この告示は、平成三十年六月二十一日から施行する。

●東京都告示第七百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

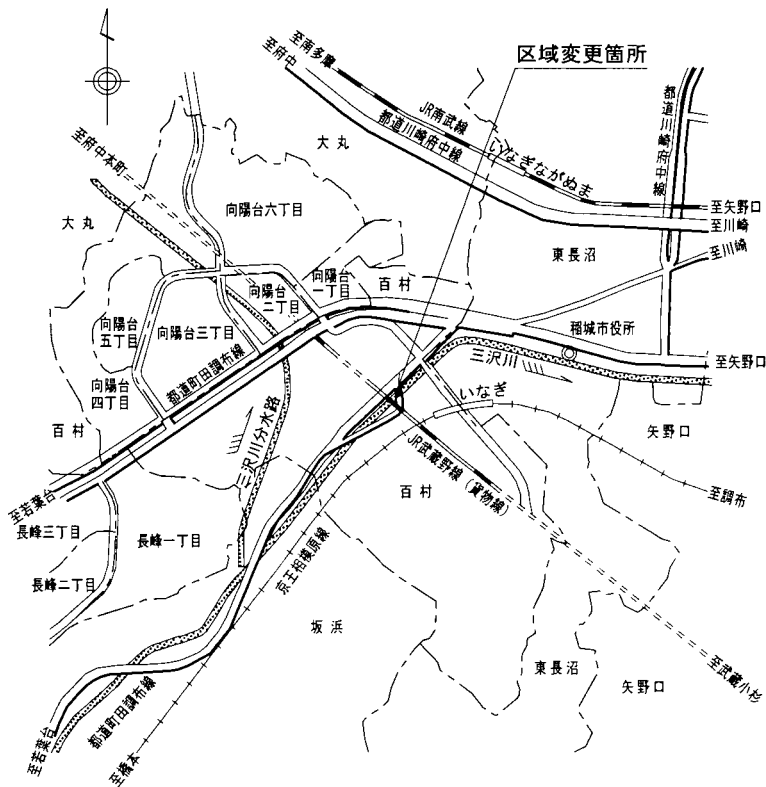
一 路線名 町田調布

二 変更の区間 稲城市大字百村字十一号千三十二番一地先から同所十七号千六百三十七番六地先まで

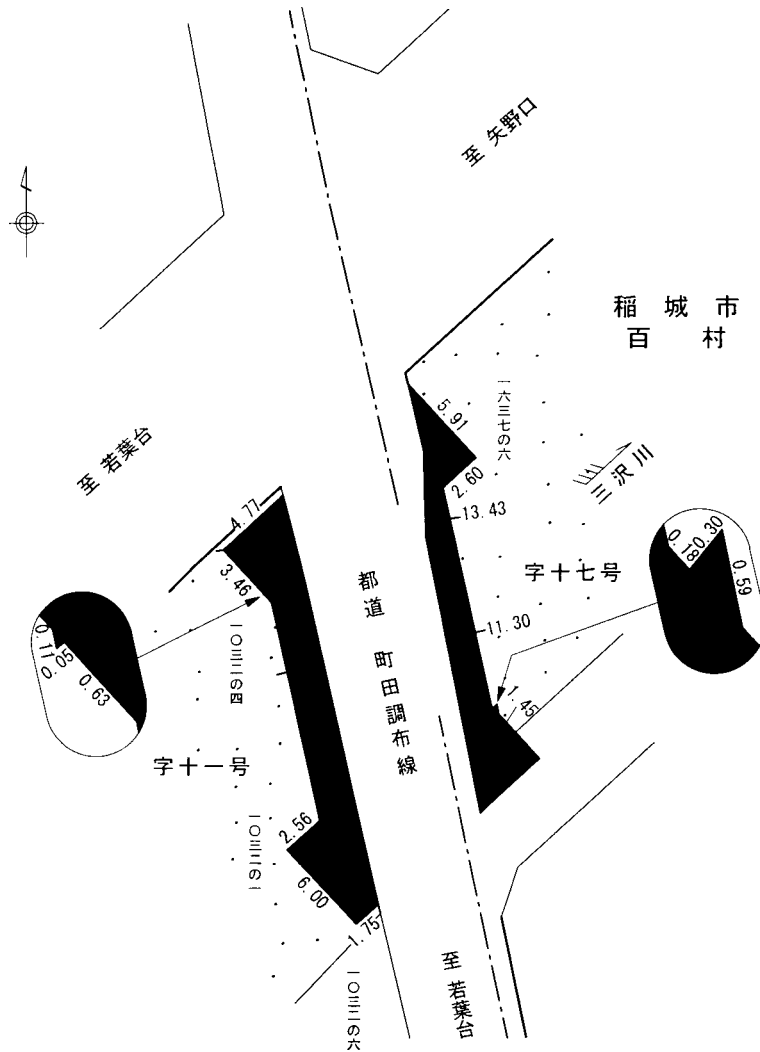
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道町田調布線区域変更略図
稲城市大字百村地内



市道
 都道
 編入区域
 延長 三〇・五三メートル
 面積 一一三・〇〇平方メートル



●東京都告示第七百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 町田調布

二 供用開始の区間 稲城市大字百村字十一号千三十二番

一 地先から同所十七号千六百三十七番六地先まで

三 供用開始の期日 平成三十年五月二十一日

●東京都告示第七百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

町田調布

二 占用を制限する区間

稲城市大字百村字十一号千三十二番一 地先から同所十七号千六百三十七番六地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年五月二十二日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月二十一日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の代表者名

九 変更後の小売業者の代表者名

十 変更日

十一 届出日

十二 縦覧場所

十三 縦覧期間

十四 縦覧時間

村野ビル

東久留米市滝山四丁目十三番二号

村野 啓明

台東区谷中三丁目二十五番十七ー四百一号クラッシイハウス谷中道

灌山W棟

株式会社イトーヨーカ堂ほか二名

株式会社イトーヨーカ堂ほか二名

株式会社イトーヨーカ堂

亀井 淳

三枝 富博

平成二十九年三月一日ほか

平成三十年四月十九日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成三十年五月二十一日から同年九月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 村野ビル

二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番二号

三 設置者名 村野 啓明

四 店舗面積の合計 平成三十年二月二十六日が千平方メートル以下となる日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年5月21日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第46号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成30年5月11日

別記

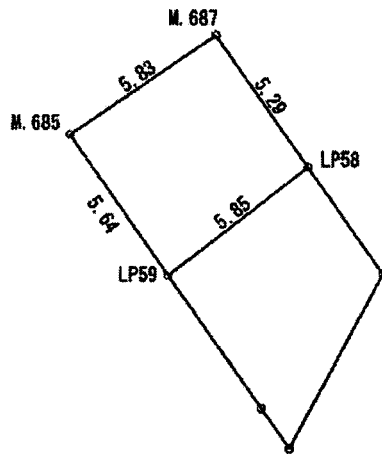
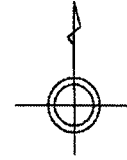
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都目黒区目黒本町五丁目	55番3	宅地	66.11 m ²	64.85 m ²	高瀬昌久 高瀬久子	東京都目黒区目黒本町五丁目8番18号 東京都目黒区目黒本町五丁目8番18号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

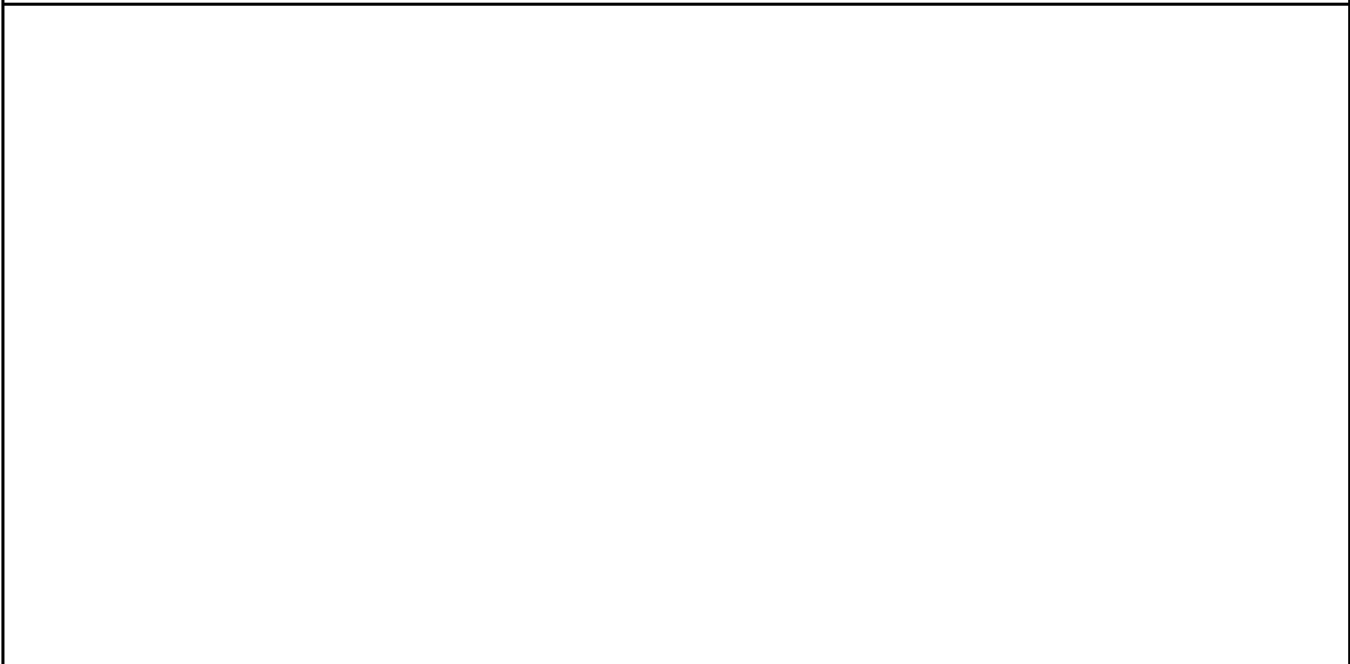
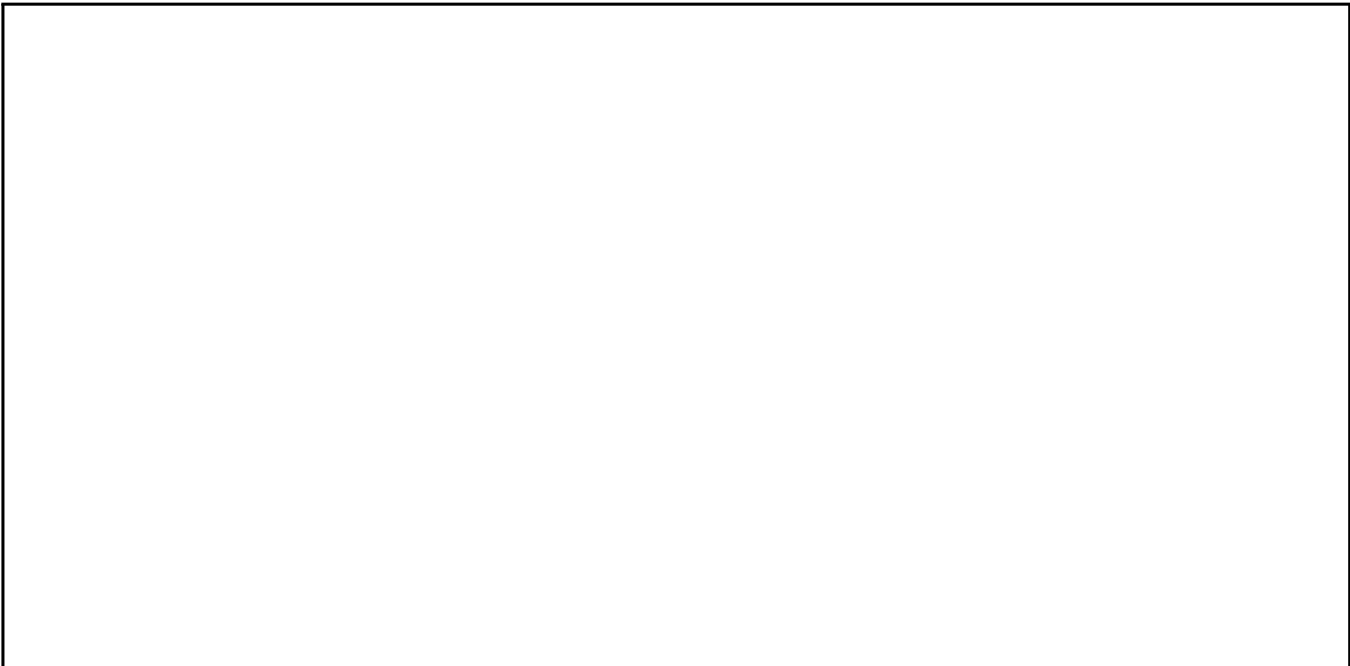
東京都目黒区目黒本町五丁目55番3のうち

31.93平方メートル



単位：メートル

測点	境界標種別	X	Y	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X (Y _{n+1} -Y _{n-1})
M.687	金属標	-42413.037	-12224.061	7.846	-332772.688302
LP58	計算点	-42417.390	-12221.050	-1.635	69352.432650
LP59	金属標	-42420.949	-12225.696	-7.846	332834.765854
M.685	金属標	-42416.295	-12228.896	1.635	-69350.642325
				倍面積	63.867877
				面積	31.9339385
				地積	31.93 m ²



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001